

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象
教育委員会事務局 生涯学習課
意 見
<p>公民館の使用承認申請については、富山市公民館条例にその開始日や使用料の納付時期の規定がないことから、使用料は前納とする旨を周知し、申請時に使用料の納付がされなくても、概ね1か月前から受け付ける運用がされている。</p> <p>また、使用の取消しについては、具体的な手続きの規定がないことから、利用者から取消しの申し出があった場合には、各公民館の判断で手続きがされている。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症や大雪の影響などにより、急遽、使用の取消しをされることが多く見受けられたが、手続き等の定めがないことにより、取消しについての経緯が分からない手続きもなされていた。これらことから、公民館の使用に関する手続きのあり方について検討されたい。</p>
回 答
<p>公民館使用の受付開始日や使用料の納付時期については、条例改正の機会に条例、規則の条文に明記するよう検討していく。</p> <p>また、公民館の使用に関する手続きのあり方については、使用の取消しの手続きだけでなく、申請から使用料の納付までの一連の手続きについて、具体的な手順書を令和3年度中に作成する。</p>